



埼玉県報

第233号
令和3年(2021年)
8月10日
火曜日

目次

告示

- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する告示（災害対策課）
- 第50回採石業務管理者試験の実施（環境政策課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第九百三十二号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）の一部を次のように改正する。

令和三年八月十日

埼玉県知事 大野 元裕

第一条中「第一項各号」の下に「及び第二項」を加える。

第二条各号列記以外の部分中「第一項第一号」の下に「及び第二項」を加え、「及び」を「並びに同条第一項第一号の」に改め、同条第一号ハ中「設置費」の下に「（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）」を加え、同号ハ中「避難所」を「法第四条第一項第一号の避難所」に、「すること」を「し、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること」に改める。

第七条第三号中「一月以内」を「三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）」に改める。

第十三条中「第一項各号」の下に「及び第二項」を加え、同条第一号イ中「被災者」の下に「（法第四条第二項の救助にあつては避難者）」を加える。

第十四条第一号イ(1)中「二万五千五百円」を「二万七千七百円」に改め、同号イ(3)中「一万五千五百円」を「一万五千六百円」に改め、同号イ(4)中「二万五千元」を「一万五千二百円」に改め、同号イ(6)中「二万五千三百円」を「二万五千六百円」に改め、同号イ(7)中「二万六千五百円」を「二万六千八百円」に改め、同号イ(8)中「二万六千四百円」を「二万七千三百円」に改める。

告 示

埼玉県告示第九百三十三号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第五十回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和三年八月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験期日

令和三年十月八日（金）午前十時から十二時まで

二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター大会議室C

三 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部環境政策課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、令和三年八月十三日（金）から配布する。

ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

ハ 受付期間

令和三年八月二十七日（金）から九月十日（金）まで（期間内消印有効）

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇―九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県

環境部環境政策課

五 試験手数料

八千百円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

六 試験科目

イ 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

ロ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴っ

て生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措

置に関する技術的な事項

告示

埼玉県告示第九百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西武本川越ステーションビル

埼玉県川越市新富町一丁目二十二番地外

二丁目三十四番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計三十六者

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計三十三者

ハ 変更年月日

令和二年九月十三日外

ニ 届出年月日

令和三年七月二十日

二 縦覧期間

令和三年八月十日から令和三年十二月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年八月十日から令和三年十二月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和三年八月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三郷ショッピングデパート

埼玉県三郷市三郷一丁目三番地五外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱地所レジデンス株式会社 代表取締役 宮島正治

東京都千代田区大手町一丁目九番二号 外 計八者

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

令和三年三月十日

告 示

埼玉県告示第九百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エミオ狭山市

埼玉県狭山市祇園四―五十五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役社長 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地一 外 計九者

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役社長 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地一 外 計九者

ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

ニ 届出年月日

令和三年七月二十日

二 縦覧期間

令和三年八月十日から令和三年十二月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年八月十日から令和三年十二月十日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第九百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西武飯能^ペ。

埼玉県飯能市仲町十一―二十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西武プロパティーズ 代表取締役 上野彰久

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 外 計三十四者

（変更後）株式会社西武プロパティーズ 代表取締役 上野彰久

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 外 計三十四者

ハ 変更年月日

令和三年六月十三日外

ニ 届出年月日

令和三年七月二十日

二 縦覧期間

令和三年八月十日から令和三年十二月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年八月十日から令和三年十二月十日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第九百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

グランエミオ所沢

埼玉県所沢市くすのき台一丁目十四番地五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都千代田区二番町五番地二十五 外 計五十六者

（変更後）株式会社そごう・西武 代表取締役社長 林拓二

東京都千代田区二番町五番地二十五二番町センタービル 外 計

六十二者

ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

ニ 届出年月日

令和三年七月二十日

二 縦覧期間

令和三年八月十日から令和三年十二月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年八月十日から令和三年十二月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西武入間へへ

埼玉県入間市河原町二―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役社長 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地一 外 計三十五者

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役社長 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地一 外 計三十五者

ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

ニ 届出年月日

令和三年七月二十日

二 縦覧期間

令和三年八月十日から令和三年十二月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年八月十日から令和三年十二月十日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第九百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー和光南店

埼玉県和光市南一丁目十六外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) まちづくりへの協力に関すること

和光市産業振興条例に基づき、市内事業者の役割として、次の事項について積極的な参加に努めること。

ア 条例の基本理念をご理解いただき、事業活動を通じて地域経済の活性化及び地域社会の発展の貢献に努めること。

イ 地域社会を構成する一員として、和光市が行う「企業市民活動」に積極的に参画すること。

ウ 和光市商工会への加入をご検討いただくとともに、商工会が行う事業等に対して積極的に参加すること。

(2) 農産物に関すること

農業・商業振興及び地産地消の推進等のため、和光市内で生産された農産物を商品として取扱うこと、商品の材料として使用すること及び市内産農産物のPRに努めること。

(3) 騒音に関すること

ア 営業活動に伴い発生する騒音・振動等による周辺地域の生活環境への影響を最小限に抑えること。

イ 騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設（室外機や送風機など）に該当するか確認し、該当する場合には届出を行うこと。

ウ 駐車場への出入庫及び資材の搬入等で駐停車する場合は、車両のエンジンを止めるほか、話し声、ラジオの音などが近隣の住民等の迷惑にならないよう配慮すること。

エ 周辺住民等への情報提供や意思の疎通に努め、苦情があった場合には誠

意を持って速やかな対応をすること。

(4) 光害に関する事

屋外照明等の設置について、光害が生じることがないように照明の配置や方向、強さ等に配慮すること。

(5) 廃棄物に関する事

以下の方法で廃棄物の減量及び発生抑制に努めること。

ア 製造・加工・販売などに際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保などに必要な措置を講ずること。

イ 資源ごみの再生利用を促進するために必要な措置を講ずること。

ウ 製造・加工・販売などに際して、過剰な包装を自粛し、廃棄物の排出の抑制に配慮した適正な包装の推進を図ること。また包装は、再生利用可能なものを使用し、使用後の包装、容器等の回収を行うこと等により、再生利用を促進すること。

エ 商品の販売にあたって、消費者が簡易な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、購入者が不用とした包装、容器等を返却しようとする場合には回収すること。

オ 事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、一般廃棄物処理計画に従うこと。

(6) 交通（通学）に関する事

（仮称）ヤオコー和光南店（和光市南一丁目十六外）は和光市立第五小学校、和光市立第三中学校の通学区域となっており、周辺道路は児童生徒の通学路となっている。そのため、建設時の工事車両、開店後の物資搬入車両、来客者の車両等と児童生徒との事故が懸念される。

また、越後山通りは交通量も多く路線バスの経路にもなっている。計画では十分対応していただいていることが分かるが、一時的な混雑により車列が周辺道路まで連なり、ドライバーが歩行者等を発見することの遅れ等も考えられる。反射鏡、出庫を知らせるブザー等の設置、警備員の配置等、事故の防止には万全を期すとともに、特に登下校時の時間帯については十分注意していただくようお願いしたい。

二 縦覧期間

令和三年八月十日から令和三年九月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第九百四十一号

測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年八月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県川越県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

所沢市大字日比田

四 作業期間

令和三年八月十日から令和三年十二月十五日まで

告 示

埼玉県選管告示第四十八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和三年八月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和三年八月十二日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 飯能市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
イ その他